

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく学校監査を実施したので、同条第 9 項の規定に基づきその結果を次のとおり公表します。

令和 2 年 2 月 27 日

太宰府市監査委員 吉 野 茂

太宰府市監査委員 堺 剛

記

第 1 監査の概要

1 監査の対象及び範囲

(1) 対象課・対象校

学校教育課、太宰府南小学校、水城小学校、太宰府東中学校

(2) 範囲

平成31年4月1日から令和元年10月31日までににおける契約、財産管理の執行状況及び太宰府市立学校管理運営規則第32条に規定する「学級費その他教育に密接に関連する費用（以下、「学校徴収金」という。）」に関する事務の執行状況

2 監査の方法

今回の監査は、監査調書及び関係諸帳簿等を審査し、各学校において備品等の確認及び学校徴収金に係る預金通帳等の確認を行うとともに、各学校職員及び所管課である学校教育課職員から事情聴取を行った。

3 監査の期間

令和元年 12 月 10 日から令和 2 年 2 月 13 日まで

第 2 監査の結果

契約、財産管理の執行状況及び学校徴収金の管理状況については、おおむね適正と認められたが、次のとおり一部、改善及び検討を要する事項が見受けられたので、それぞれ必要な措置を講じられたい。

また、監査の過程において行ったその他の指導・助言を踏まえて、併せて改善を図られたい。

1 学校徴収金の未納について（学校教育課）

学校徴収金の未納については、各学校において未納家庭への督促等や就学援助費からの充当を行うことで多くの場合卒業までには徴収できている状況であった。

しかし、少数ではあるが、未納金が残ったまま卒業するケースも見られ、その対応について、若干各学校の間で不統一な取扱いがなされている状況が見受けられた。

回収不能な未納金については不納欠損の手続きも必要なものと思われる。現在進められている太宰府市立学校徴収金取扱要領（以下、「取扱要領」という。）の改訂に合わせて、未納金の取扱いについて実態を踏まえた規程の整備を検討されたい。

2 P T Aからの補助金や寄付金について（学校教育課）

今回、学校徴収金の監査を実施する中で、太宰府東中学校ではP T Aより特別施設整備補助金 90,000 円が補助され、別通帳にて管理するとともに支出伺いによる決裁を受け執行されていた。さらに、教育活動補助費として 72,000 円の補助を受け、各学級 8,000 円ずつ、学級担任に現金で支給され、その執行状況は、それぞれ学級会計報告がなされていた。また、太宰府南小学校ではP T Aより学校図書本代 200,000 円が寄付され、別通帳にて管理するとともに支出伺いによる決裁や図書台帳による管理がなされていた。

これらの補助金や寄付金については、取扱要領に規定する学校徴収金とは異なるものの、P T Aに対して用途を明確にする必要があるものであり、学校徴収金と同様の取扱いが必要なものであると思われる。

学校教育課におかれては、これらP T Aからの補助金や寄付金に関し、各学校において学校徴収金の支出に準じた取扱いがなされるような基準の整備を検討されたい。

3 薬品の管理について（太宰府東中学校）

薬品庫を確認したところ、劇物である塩酸について薬品の使用量と薬品受払簿への記載が異なっていたため、残量に誤りが見られた。毒物及び劇物の管理にあたっては、児童生徒等に危険が及ぶ可能性があることを十分に考慮し、適切な薬品管理に努められたい。

4 支出伺いの更正について（太宰府南小学校）

学校給食費金銭出納簿 5 月分（副食材費 4 月分支払）において、給食費を管理している通帳の金額と一部一致しない箇所が見受けられた。

具体的には、5 月 13 日に副食材費 4 月分 349,216 円の振込手続きを行ったところ、口座情報相違により 92,404 円が振り込まれなかったため、同日付で 92,404 円を再度正しい口座に振込手続きを行い、後に振り込めなかった資金が合計 92,404 円返却されたという経緯であるが、金銭出納簿にその経緯が反映されていなかったためである。

学校給食費は預金口座によって管理しており、その金銭出納簿は預金口座上で

の入出金の動きを日付順に記入し、その残高を管理する帳簿であることから、この場合、当初の 349,216 円については、支出伺、通帳及び金銭出納簿共にそのまま記載し、後に返却された金額を日付順に収入伺で決裁し、金銭出納簿にも記載すべきものと思われる。

太宰府南小学校におかれては、適切な事務処理に努められたい。

5 請求書について（水城小学校、太宰府南小学校、太宰府東中学校）

支出伺書に添付された教材費請求書について、購入した教材の数量や金額が手書き修正されたもの、代表者名や請求印がないものが見受けられた。

これは、教材を発注した後に転校等の理由により数量の変更が生じて、手書き修正を行い、請求書として支出伺に添付されていたものや数量等に変更がないものの代表者名や請求印がないものを請求書として支出伺に添付されていたものである。

適法な請求書の要件は、債権者の表示（法人名、代表者の氏名など及び押印）、債務者の表示、債権の内容、請求金額、請求年月日が記載されていることとされている。

また、太宰府市会計事務規則第 12 条では、主要となる金額は訂正できないものとされており、少なくとも支出命令時において、確定している数量及び金額での適法な請求書を教材業者に再提出を求める必要があるものと思われる。

各学校におかれては、適正な事務処理に努められたい。

第 3 意見

太宰府東中学校では、修学旅行費用の積立てについては学校が取り扱うことはせずに、旅行業者と保護者個人で締結する「教育旅行積立契約」に基づき、口座振替による徴収で積立てられている。さらに、教育旅行積立金の口座引落が遅滞した場合、解約となる。

このように保護者の自己責任にて積立てられる契約は、解約された場合修学旅行に参加できない恐れがあるため、学校の対応に課題が残るものと思われる。

また、現在、学校事務共同実施グループと市教育委員会が共同して取扱要領の改訂が進められており、更には金融機関の校納金システムの活用やインターネットバンキングの導入が決定し、順次実施している。今後とも、学校事務担当者の意見を取り入れ、更なる事務の効率化、簡素化に努められたい。